

令和 8 年度寝具類賃貸借契約書（案）

- 1 契約の名称 寝具類賃貸借契約
- 2 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで
- 3 契約金額 この契約は単価契約とし、契約対象となる寝具の単価は次のとおりとする。
シーツ 1 枚 ￥〇〇. 〇－（うち、取引にかかる消費税￥〇. 〇－）
枕カバー 1 枚 ￥〇〇. 〇－（うち、取引にかかる消費税￥〇. 〇－）
- 4 契約保証金 〇〇〇〇〇円とする。

上記業務について、大分県立九重青少年の家 所長 〇〇 〇〇（以下、「甲」という。）と受注者 〇〇 〇〇（以下、「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第 1 条 乙は甲に対し、別添の大分県立九重青少年の家寝具類賃貸借契約仕様書に基づき、寝具を賃貸し、甲はこれを賃借するものとする。甲及び乙は、信義に従って誠実に業務を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 2 条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

（損害）

第 3 条 乙は、回収した物品に損傷箇所を発見したときは、甲に届け出て適切な処置を行う。

- 2 破損箇所があきらかに甲の故意、又は重大な過失による場合は、甲の負担により補償するものとする。なお、補償については、甲乙協議のうえ決定する。

（履行遅滞の場合における賠償金）

第 4 条 甲は、乙が、指定する期日までに賃貸借業務を完了することができない場合は契約金額につき、遅延日数に応じ年 2. 5 パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由による場合はこの限りではない。

- 2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。
- 3 甲の責めに帰する理由により、第 1 0 条第 2 項の賃貸借料の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年 2. 5 パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第5条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の様態及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(機密の保持)

第6条 乙はこの契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(衛生管理)

第7条 洗濯及び補修を行った用品類を納品する際は、乙の負担で行い、乙は適正な衛生管理のもとに処理を行うものとする。

(納期及び納入場所)

第8条 乙は、依頼された物品（シーツ、枕カバー）を甲の指示する場所（宿泊棟1階リネン室）で数量を確認のうえ納入しなければならない。

2 乙は、施設の運営に支障をきたさないように注意を払い、物品納入の期限を遵守すること。

3 甲は、物品の納入を受けたときは、検査して数量の確認をしなければならない。

(支払)

第9条 賃貸借料は月額払いとし、乙は前条により甲の確認を得た納品枚数にて、前月の初日から末日までの賃貸借料を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求書を受領した日から15日以内に賃貸借料を支払わなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は乙が次の各号に該当するときは契約を解除することができる。

(1) 契約期間中に契約を履行する見込のないとき。

(2) 契約の履行に不正があったとき。

(3) 正当な理由なくして甲の指示に従わなかったとき。

(4) その他契約に違反したとき。

(5) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

2 甲または乙がこの契約を解除しようとするときは、書面をもって解約しようとする日の20日前に通知するものとする。

(違約金)

第11条 前場各号の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により契約を解除した場合は、この限りではない。

(契約外の事項)

第12条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和8年4月1日

甲 大分県玖珠郡九重町大字田野204番地47
大分県立九重青少年の家
所長 ○○ ○○

乙